

長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年3月28日

長野県千曲建設事務所長 山 岸 勸

- 1 路 線 名 内川姨捨停車場線
- 2 供用を開始する区間

千曲市大字内川字東久保1313番の1地先から
千曲市大字内川字東久保305番地先まで

- 3 供用を開始する期日 平成25年3月29日

道路管理課

選告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部を次のとおり改正します。

平成25年3月28日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

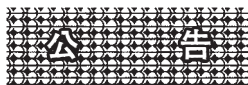
表中

柳沢公民館	〃 原村柳沢511	原村選挙管理委員会
柏木公民館	〃 〃 柏木8199	〃
中新田公民館	〃 〃 中新田13365	〃

原村社会体育館	〃 原村12087番地	原村選挙管理委員会
---------	-------------	-----------

に改める。

選挙管理委員会



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 申請のあった年月日
平成25年3月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人オブセリズム
- 3 代表者の氏名
花 井 裕一郎
- 4 主たる事務所の所在地
上高井郡小布施町大字都住118番地3
- 5 定款に記載された目的
この法人は、全国の自治体及び住民に対して、まちづくり活動の拠点となる図書館や文化施設（美術館・博物館・文書館等）のありかたに関する啓発、アドバイス及び運営支援を行い、地域の活性化を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により定めた第6次長野県保健医療計画の概要は、次のとおりです。

なお、第6次長野県保健医療計画は、長野県健康福祉部医療推進課及び各保健福祉事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿 部 守 一

第6次長野県保健医療計画の概要

第1編 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

少子高齢化の更なる進展に伴う社会保障費用の増大、共働き世帯及び単身高齢世帯の増加による家族形態の変化並びに国・地方自治体のひっ迫した財政状況など、近年の保健医療を取り巻く状況は大きく変化しており、それに伴って高度化・多様化をしていく県民のニーズに対して、地方行政の的確な対応が期待されています。

本計画は、長野県が取り組む各種保健医療施策の方向性と具体的な目標を明らかにするとともに、本県の保健医療施策を「健康長寿」という一つの目標に向かって推進していくために策定するものです。

第2節 計画の性格

- 1 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により定める医療計画です。
- 2 「長野県総合5か年計画」の保健医療分野を具体化するための計画です。
- 3 市町村、関係団体及び県民が一体となって取り組むべき

内容を示した活動・行動指針となるものです。

第3節 計画期間

平成25年度から29年度までの5年間です。

第4節 推進体制とそれぞれの役割

県、市町村、医療機関、医療従事者、保健関係者等が、それぞれの役割のもと、協働して計画を推進します。

第5節 評価及び見直し

計画の進捗状況については、数値目標の達成状況等前年度の状況について、平成26年度以降、毎年度、確認・評価を実施し、施策の推進に反映させていきます。

第2編 長野県の現状

第1章 県民の状況

第1節 人口構造

第2節 人口動態と平均寿命

第3節 傷病の動向

第4節 要介護・要支援認定者の状況

第2章 医療の現状

第1節 医療に対する県民の意識

第2節 保健医療施設の状況

第3節 保健医療従事者の状況

第3編 目指すべき姿

第1節 目指すべき姿

1 予防活動の充実と健康づくり

生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底に努めるとともに、高齢期における日常生活の自立を目指した身体機能の強化・維持、子どもの頃からの健康づくり、働く世代のこころの健康対策等を推進します。

2 共助（ソーシャルキャピタル）を基礎とした支援体制の整備

時間的にゆとりのない者及び健康づくりに無関心な者も含め、社会全体として相互に支え合いながら、県民一人ひとりが健康づくりに向けて取り組み、健康を守る環境を整備することを重視します。

3 医療提供体制の充実・強化

医療機能の適切な分化と連携を進め、地域全体で医療を支える体制の構築を目指します。また、各医療圏における医療提供体制を充実・強化するとともに、必要に応じ、隣接する医療圏との連携を図り、県民が身近なところで安全で質の高い医療サービスを受容できる体制を目指します。

4 医療と介護（福祉）との連携

社会全体の変化に対応し、保健・医療・介護（福祉）が相互に連携した切れ目のない保健医療体制を目指します。

第2節 基本的な方向性

第4編 健康づくり

第1節 栄養・食生活

第2節 身体活動・運動

第3節 こころの健康

第4節 アルコール

第5節 歯科保健

第6節 たばこ

第7節 生活習慣病予防（がんを除く）

第8節 すこやか親子21

第9節 県民参加の健康づくり

第5編 医療圏の設定と基準病床数

第1章 医療圏の設定

第1節 設定の趣旨

医療機能の連携と施策の効果的な推進を図る上で地域単位として、一次、二次及び三次の医療圏を設定し、包括的な医療サービスを提供するための体制整備を目指します。

第2節 医療圏の区分及び設定

1 表1の医療機能に応じて一次、二次及び三次の医療圏を設定します。

表1 医療圏の区分

区 分	機 能	単位地域
一次医療圏	日常的一般的な疾病に係る医療サービスが行われる区域	市町村
二次医療圏	高度・特殊な医療を除いた入院医療や包括的な医療サービスが行われる区域	10の広域行政圏
三次医療圏	専門性の高い、高度・特殊な医療サービスが行われる区域	県全域

2 二次医療圏及び三次医療圏の区域の設定は、表2のとおりです。

表2 二次医療圏及び三次医療圏

三次医療圏	二 次 医 療 圏			
	4圏域	圏 域	市町村数	
県	東信	佐 久	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡	11
		上 小	上田市、東御市、小県郡	4
全	南信	諏 訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡	6
		上伊那	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡	8
		飯 伊	飯田市、下伊那郡	14
域	中信	木 曾	木曾郡	6
		松 本	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡	8
		大 北	大町市、北安曇郡	5
域	北信	長 野	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡	9
		北 信	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡	6
県 計			77	

3 また、疾病又は事業ごとに、圏域の設定や隣接医療圏との連携体制を構築するとともに、上伊那、木曾、大北及び北信の4医療圏については、医療の需給状況の改善策を講じていきます。

第2章 基準病床数

第1節 基準病床数

基準病床数は、医療圏内の病床の適正配置を促進し、各地域における医療提供体制の確保と医療水準の向上を図るため

に設定するものです。

本計画における基準病床数は、表3及び表4のとおりです。

表3 二次医療圏における療養病床及び一般病床

医療圏	基準病床数
佐久	2,077
上小	1,580
諏訪	1,701
上伊那	1,249
飯伊	1,456
木曾	218
松本	3,902
大北	316
長野	4,672
北信	630
計	17,801

表4 県全域における精神病床、感染症病床及び結核病床

病床種別	基準病床数
精神病床	4,861
感染症病床	46
結核病床	42

第2節 療養病床の再編成

第3節 有床診療所の特例

第6編 医療施策

第1章 医療機能の分化と連携

第1節 機能分化と連携

第2節 かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及と病診(病病・診診)連携の推進

第3節 医薬分業・医薬品等の適正使用

第4節 特定機能病院・地域医療支援病院

第5節 公立病院の役割と公立病院改革

第2章 医療従事者の養成・確保

第1節 医師

第2節 歯科医師

第3節 薬剤師

第4節 看護職員(保健師、助産師、看護師及び准看護師)

第5節 歯科衛生士・歯科技工士

第6節 管理栄養士・栄養士

第7節 その他の医療従事者

第3章 医療施策の充実

第1節 救急医療

第2節 災害時における医療

第3節 へき地の医療

第4節 周産期医療

第5節 小児医療

第6節 在宅医療

第7節 歯科医療

第8節 薬物乱用対策

第9節 その他の医療施策

第4章 医療安全の推進と医療に関する情報化

第1節 医療安全対策

第2節 医療に関する情報化

第7編 疾病対策等

第1節 がん対策

第2節 脳卒中対策

第3節 急性心筋梗塞対策

第4節 糖尿病対策

第5節 精神疾患対策

第6節 感染症対策

第7節 難病対策

第8節 慢性腎臓病(CKD)対策

第9節 慢性閉塞性肺疾患(COPD)対策

医療推進課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

長野県

2 都市計画事業の種類及び名称

岡谷都市計画、諏訪都市計画、茅野都市計画、下諏訪都市計画及び富士見都市計画下水道事業諏訪湖流域下水道

3 事務所の所在地

諏訪湖流域下水道事務所(諏訪市大字豊田字湖畔1866-1)

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務

長野県景気動向調査(非製造業)業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から平成26年3月31日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
 - (6) 過去5年以内に同種の調査業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県商工労働部経営支援課
電話 026 (235) 7195

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年4月15日（月）午後2時
イ 場所 長野県庁 西庁舎1階 入札室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年4月8日（月）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

経営支援課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
観光地点パラメータ調査業務（緊急雇用創出事業）
 - (2) 役務の特質
入札説明書によります。
 - (3) 履行期間
契約締結の日から平成26年3月31日まで
 - (4) 履行場所
入札説明書及び仕様書によります。
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条

第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年以内に同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県観光部観光企画課
電話 026 (235) 7251

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年4月15日(月) 午前10時
イ 場所 長野県庁 西庁舎 108号会議室

(3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年4月8日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否
必要とします。

(9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

観光企画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

伊那都市計画道路 3・5・12号 河東線
3・6・27号 春日町狐島線
3・5・30号 高遠長藤線

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び伊那市役所

都市計画課

公告

北佐久郡川西土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成25年3月28日

長野県佐久地方事務所長 松本 有司

理事

新任

氏名 住 所
清水 房 雄 小諸市大字山浦180番地

退任

氏名 住 所
山 浦 昭 和 小諸市大字山浦758番地

監事

新任

氏名 住 所
櫻 井 司 朗 佐久市甲1314番地
土 屋 徳 蔵 佐久市布施8番地11

退任

氏名 住 所
山 浦 俊 寿 小諸市大字山浦575番地
町 田 辰 夫 佐久市甲913番地2

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年3月28日

長野県佐久地方事務所長 松本 有司

1 許可番号 平成24年10月22日

長野県佐久地方事務所指令24佐地建第17-9号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字発地字二子塚189-3、189-4、189-6、190-3、191-3、199-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上田市常盤城2256-1

社会福祉法人敬老園 理事長 斎藤 俊明

建築指導課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年3月28日

長野県諏訪地方事務所長 池田秀政

- 1 許可番号 平成24年8月3日
長野県諏訪地方事務所指令24諏地建第7-1号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
茅野市宮川字下平11005
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市広丘高出2007-5
株式会社ソーシャル・ネットワーク
代表取締役 中山 禎二

建築指導課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年3月28日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

- 1 許可番号 平成24年10月29日
長野県松本地方事務所指令24松地建第20-5号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市豊科2476の内、2478-1の内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安曇野市豊科2910
岡村不動産 代表 岡村 健

建築指導課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年3月28日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

- 1 (1) 許可番号 平成24年10月25日
長野県長野地方事務所指令24長地建第4-7号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字小山字金井原1288-1の内、1229-1の内、1228-1先
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大字須坂1528-1
須坂市土地開発公社 理事長 中澤 正直
- 2 (1) 許可番号 平成24年11月16日
長野県指令24建指第28-13号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字小河原字北組津1373-8、1373-8先、1380-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大字塩川442-1 川口 和良
- 3 (1) 許可番号 平成25年3月5日

長野県指令24建指第28-25号

- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字村山字土手内436-4、453-1の内、454-2
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市富竹393-3 エクセル・イナダB棟202
山岸 悟

建築指導課

公告

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の廃止の届出がありました。

平成25年3月28日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山本浩司

名称	所在地	廃止年月日
有限会社三栄設備工業所	長野市川合新田108番地	平成24年11月16日

企業局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年3月28日

長野県議会事務局長 宮下清一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
平成25年度長野県議会本会議録音テープ反訳業務
 - (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 履行期間
契約締結日から平成26年3月31日まで
 - (4) 入札方法
テープ反訳業務1時間当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県議会事務局議事課
電話 026 (235) 7413
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年4月15日(月) 午後1時30分
イ 場所 長野県庁 議会棟第2特別会議室
- (3) 郵送入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年4月8日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) 本件入札は、平成25年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

議 事 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年3月28日

長野県議会事務局長 宮 下 清 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成25年度長野県議会委員会録音テープ反訳業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から平成26年3月31日まで

(4) 入札方法

テープ反訳業務1分当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県議会事務局議事課

電話 026 (235) 7413

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年4月15日(月) 午後2時30分

イ 場所 長野県庁 議会棟第2特別会議室

(3) 郵送入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年4月8日(月)午後5時までに上記3の場所へ提出してください。この場合において、

開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、平成25年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

議 事 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年3月28日

長野県議会事務局長 宮 下 清 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成25年度長野県議会広報紙新聞折込業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から平成26年3月31日まで

(4) 入札方法

新聞折込業務1枚当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分が

B以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県議会事務局調査課

電話 026(235)7414

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年4月15日(月) 午後3時30分

イ 場所 長野県庁 議会棟第2特別会議室

(3) 郵送入札書の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年4月8日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、平成25年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

調 査 課